○下関市開発審査会条例

平成17年２月13日

条例第280号

（趣旨）

第１条　この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第８項の規定に基づき、下関市開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　審査会は、委員７人をもって組織する。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長）

第３条　審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条　審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　会議の議長は、会長をもって充てる。

３　会議は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する委員）及び委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第５条　審査会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

２　専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解くものとする。

（幹事）

第６条　審査会に、幹事若干人を置く。

２　幹事は、市の職員のうちから、市長が任命する。

３　幹事は、会長の命を受けて審査会の事務に従事する。

（庶務）

第７条　審査会の庶務は、都市整備部建築指導課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。